

(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 (仮称)一宮市自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に当たり、次条各号に掲げる事項の調査及び審議を行うため、(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 条例の素案
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の素案の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦のあった者
- (3) 市議会議員
- (4) 一宮市自治基本条例(仮称)を考える会から推薦のあった者
- (5) 公募による市民
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されるまでの間に開催される会議については、市長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、検討委員会による市長への答申が終了する日までとする。

(目的外利用等の禁止)

第 7 条 委員は、検討委員会において知り得た情報について、第 1 条に定める検討委員会の設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に漏洩してはならない。

(解嘱)

第 8 条 市長は、委員に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、第 6 条の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障等により職務が遂行できなくなったとき。
- (2) 委員から辞職の申出があったとき。
- (3) 前条の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員として不適切と認められる事由があったとき。

(謝礼及び費用弁償)

第 9 条 委員は、謝礼及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める謝礼及び費用弁償の額及び支給方法等については、市長が別に定める。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。